

長崎型住宅登録制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎型住宅制度要綱第2条第1項(1)で定める長崎型住宅の登録について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録申請 建設された住宅について、第3条に基づく登録を申請することをいう。
- (2) 長崎型住宅連携協定事業者 良質な住宅の普及促進に関する連携協定を締結した事業者（以下「協定事業者」という。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要領において使用する用語の定義は、長崎型住宅制度要綱（以下「要綱」という）、長崎型住宅事業者登録制度要領、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法（昭和25年法律第202号）、建設業法（昭和24年法律第100号）その他の建築に関する法令の規定で使用する用語の例による。

(長崎型住宅の登録申請)

第3条 住宅所有者又は登録事業者は、建設された住宅について長崎型住宅の登録を長崎県（以下「県」という。）又は協定事業者に申請することができる。（ただし、協定事業者に申請できるのは協定事業者グループ内の登録事業者で申請対象住宅の設計・施工・販売（事業者登録時の業務区分内）のいずれかを行ったものとする。）申請にあつては、建設工事完了後（1年以内）に、次の各号に定める書類を正・副の計2部、県又は協定事業者に提出する。

- (1) 長崎型住宅登録申請書 [様式第11号]
- (2) 住宅の定期点検及び履歴保存に関する説明書 [任意様式]
- (3) 長期優良住宅認定通知書の写し
- (4) 長期優良住宅の建築が完了した旨の報告書の写し
- (5) その他県が必要と認める書類

(登録証の交付等)

第4条 県又は協定事業者は、前条の規定による申請があつた場合は、申請された住宅が次の各号に掲げる事項に適合すると認めるときは、長崎型住宅として登録するとともに、長崎型住宅登録証 [様式第12号]（以下「登録証」という。）を交付することができる。

- (1) 要綱 別表1に掲げる条件①～③を全て満たすこと
- (2) 登録事業者が、次に掲げる事項について住宅所有者へ書面により説明していること
 - ア 住宅の定期点検、清掃、更新等に関すること
 - イ 住宅履歴の永年保存に関すること

2 登録証の交付は、登録申請書の副本を添えて行うものとする。

3 県又は協定事業者は、次の各号に掲げる場合においては、長崎型住宅登録証不交付通知書 [様式第13号]（以下「登録証不交付通知書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- (1) 申請された住宅が、第1項各号に適合しないとき
- (2) 申請された住宅が、審査の過程において登録申請書又は登録申請添付書類等に不備又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であることが明らかとなり、第1項各号に適合することが判断できないとき
- (3) 長崎型住宅登録申請書及び添付書類に記載された内容について虚偽等が確認されたとき

4 前項の登録証不交付通知書の交付は、登録申請書の副本を添えて行うものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 第3条の規定による申請を取り下げようとする場合は、取り下げ届〔様式第14号〕を県又は協定事業者に提出するものとする。

2 前項の場合において取り下げ届以前に申請のあった申請書（正本）の返却は行わないものとする。

(登録の取消等)

第6条 県又は協定事業者は、第4条第1項の規定による登録を行った住宅が次の各号に掲げる場合においては、長崎型住宅の登録を取消すとともに、長崎型住宅登録取消通知書〔様式第15号〕（以下「登録取消通知書」という。）を申請者に交付しなければならない。

- (1) 登録された住宅が、第4条第1項各号に適合しなくなったとき
- (2) 登録された住宅が、適切な維持管理、住宅履歴情報等の保存が行われていないとき
- (3) 上記の他、県又は協定事業者が長崎型住宅の条件を欠くものと判断したとき

(住宅所有者の責務)

第7条 第4条第1項の登録を受けた住宅所有者は、登録された住宅を適切に管理し、次の各号に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 新築工事及び改修工事の図面及び関係図書について、工事履歴が確認できるよう、保存すること。
- (2) 住宅及び設備の定期点検、清掃、更新等について、第3条の申請書のとおり行うこと。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月14日から施行する。